

セルフメディケーション税制とは？
 経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答

税理士
 互井
 敏勝

リサ 今年の確定申告（平成29年分）から、セルフメディケーション税制というものが適用できるようですが、どのような制度ですか。

サキ先生 適切な健康管理の下で医療用医薬品との代替性が特に高い一般用医薬品等の使用を推進する観点から、健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている者が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができるという制度です。

リサ 健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組を行っている者とは具体的にどのような取組を行っている者ですか。

サキ先生 ①健康診査（保険事業や健康増進事業として行われる人間ドックなど）、②予防接種（インフルエンザワクチンの予防接種など）、③定期健康診断（いわゆる事業主健診）、④特定健康診査（いわゆるメタボ健診）、⑤がん検診（市町村が健康増進事業として行う乳がん、子宮がん健診など）のいずれかを受けている者です。

リサ セルフメディケーション税制の対象となる医薬品とはどのようなものですか。

サキ先生 医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（いわゆるスイッチOTC医薬品）です。具体的な対象品目は厚生労働省ホームページに掲載の「対象品目一覧」で確認することができます。また、セルフメディケーション税制の対象となる医薬品の一部には、次のようなマークが掲載されています。



リサ 控除額はどのように計算しますか。

サキ先生 所得控除の金額は、その年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額（保険金等により補てんされる金額を除きます）から1万2千円を差し引いた金額であり、8万8千円が限度額となります。

リサ セルフメディケーション税制の適用を受けるためにはどうすればよいのですか。

サキ先生 セルフメディケーション税制の適用に関する事項を記載した確定申告書、特定一般用医薬品等購入費の明細書及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類を税務署に提出します。

リサ 従来医療費控除との関係はどのようになっていますか。

サキ先生 セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、従来医療費控除との選択適用となります。したがって、医療費控除とどちらが有利になるか実際に計算してみないとわからないので注意が必要ですね。

筆者紹介

互井 敏勝（たがい・としかつ）

1968年生まれ。東京国税不服審判所審判部、同所管理課、国税庁長官官房会計課、東京国税局総務部税務相談室などを経て、東京都中央区で税理士登録。近著「平成29年版 税制改正経過一覧ハンドブック」、「経営に活かす税務の数的基準」（共著、大蔵財務協会）など。

間違い探しの答：①葉（上、中央） ②雲（右） ③帽子つば（男：左） ④襟（女：右） ⑤花（左下） ⑥サポーター（女：腕） ⑦スカート裾